

横浜市手数料条例の一部改正（市第39号議案）について

平成21年4月に改正された「土壤汚染対策法」では、新たに汚染土壤処理業の許可制度が新設され、「汚染土壤処理業の許可の申請の手続等に関する省令」の一部改正とともに平成22年4月1日から施行されました。

今回、これらの改正に伴い、汚染土壤処理業の許可更新、変更許可に係る申請手数料及び許可証の再交付に係る手数料を徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正します。

1 経緯

(1) 土壤汚染対策法の改正

（平成22年4月1日（汚染土壤処理業新規許可申請は平成21年10月23日）施行）

- ・ 土壤汚染の把握のための機会の拡充
- ・ 汚染が判明した区域にて講ずべき措置の内容の明確化等
- ・ 汚染土壤処理業の許可制度の導入等

⇒新規に事業を始める際に許可を受けなければならない
5年ごとに許可を更新しなければならない
処理施設の構造等を変更しようとする際に許可を受けなければならない
許可証を紛失、棄損した場合に許可証の再交付を受けることができる

(2) 手数料条例の一部改正（平成21年9月30日改正、平成21年10月23日施行）

- ・ 汚染土壤処理業の新規許可申請手数料 240,000円

2 今回の手数料条例一部改正の内容

(1) 申請に係る手数料の徴収

- ・ 汚染土壤処理業の許可更新申請手数料 230,000円^{※1}
- ・ 汚染土壤処理業に係る処理施設の構造等の変更許可申請手数料 220,000円^{※1}
- ・ 汚染土壤処理業の許可証の再交付手数料 5,000円^{※2}

※1 国から示された積算根拠を参考に人件費、旅費、通信費等を積算

※2 本市が事務内容を考慮して人件費、通信費等を積算

(2) 施行予定日

平成22年11月1日